

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの期間及び39年6月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から38年3月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで
③ 昭和39年6月から40年3月まで

20歳前からA市（現在は、B市C区）に所在していたD社に住み込みで働いた。時期は不明であるが、会社の事務員と二代目社長に勧められ私の国民年金の加入手続をしてもらった。以後、国民年金保険料は同社で国民健康保険料と一緒に毎月天引きされており、申立期間の一部の給与明細書も所持しているので、会社が市役所に保険料を納付したはずである。

社会保険庁（当時）の記録に申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できないので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳記載の発行日から、昭和40年11月6日に払い出されていることが確認でき、この時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和35年6月から同年12月までの期間及び36年7月から38年10月までの期間に係る給与明細書を根拠に、申立期間①の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、当該給与明細書の「健康保険料、厚生年金保険料」欄において確認できる保険料等の額は、記載が無い月がある上、記載が有る月においても各月で一定していないことを踏まえると、当該明細書は、事業主が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料と

までは認めにくい。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付には関与していない上、当該期間の保険料を納付したとする事業主は既に死亡していることから、保険料の納付状況は不明であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書により、当該期間の国民年金保険料相当額が納付されていることが確認できる。

また、申立期間③は 10 か月と比較的短期間である上、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付されていること、及び申立人が所持する昭和 41 年 2 月 19 日付けの国民年金保険料現金領収証書により、39 年 2 月から同年 5 月までの 4 か月の国民年金保険料が一括して過年度納付されていることが確認できるにもかかわらず、オンライン記録では、このうち同年 4 月及び同年 5 月の 2 か月の保険料しか納付の記録となっておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがえることを踏まえると、申立期間③についても、申立人は、国民年金保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月までの期間及び 39 年 6 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月
② 平成 14 年 8 月

国民年金は、老後の生活を支えてくれる大切な柱だと認識していたので、まじめにこつこつと国民年金保険料を納付してきたつもりなので、申立期間の 2 か月の未納期間があると分かって驚いている。

私はカレンダーに毎月初めに、その月の納付書類を貼り付け^はチェックして必ず支払いを済ませてきたので、その月をとばして次の月の分を支払うはずはない。平成 14 年分の国民年金保険料は 2 年遅れで 16 年 2 月ごろから毎月納付した。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、1 か月と短期間である上、オンライン記録及び A 市 B 区役所が保管する国民年金被保険者名簿により、当該期間前後の期間の国民年金保険料は、毎月、定期的に納付されていることが確認できることを踏まえると、当該期間の国民年金保険料のみを納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間②については、申立人は、平成 14 年分の国民年金保険料を 2 年遅れの 16 年に納付しており、その夫の同年分の確定申告書の社会保険料控除欄に申立人が同年中に納付したとする国民年金保険料額の記載があることを理由に、当該期間の国民年金保険料を納付している旨を申し立てしているところ、オンライン記録により、申立人が同年中に納付した月は 10 か月であることが確認でき、当該期間の国民年金保険料相当額を加算したとしても、当該確定申告書記載の社会保険料控除額とは一致しないこと等を踏まえると、当該申

告書については、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける資料とまでは認め難い。

また、国民年金保険料収納事務が、平成 14 年 4 月において、市町村から国に移管され、記録管理の強化が図られていることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考えにくい。

さらに、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間、39年1月から同年3月までの期間及び40年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年7月から40年7月まで

国民年金の加入手続や申立期間①の国民年金保険料の納付時期、納付方法について、明瞭な記憶は無いものの、夫婦一緒に国民年金に加入し、数年後に未納であった保険料を夫婦一緒に納付した。

また、申立期間②の約2年間は、夫が病気で入院したので、生活保護を受けており国民年金保険料はいったん法定免除になっていたが、夫は退院後3年間ぐらいの期間は薬を飲みながらも働き、私も当時、夫が自営業であったので電話番をし、夜は内職などをして、その間の国民年金保険料を何回にも分けて婦人会の集金や農業協同組合の支所等で納付した。

国民年金手帳や領収書は一部の期間について残っているものの、長い年月の経過で一部は散逸し、記憶も不明確なところもあるが、申立期間の国民年金保険料はすべて納付したことは間違いないと確信しており、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、並びに申立人及びその夫が所持する国民年金手帳に記載されている発行日により、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫と連番で払い出されていること、また、その払出時期は昭和37年12月26日であることが推認される上、申立人及びその夫は、国民年金加入期間について、申立期間及び法定免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人及びその夫が所持する国民年金保険料領収書・検認日により納付日が確認できる昭和41年2月から48年3月までの国民年金保険料は、いずれも同一日に納付されており、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付行動は、基本的に同一であると考えられるところ、申立人の夫に係る申立期間①の国民年金保険料は、第2回特例納付の実施時期に納付されていること、申立人が所持する領収書により、申立人は、その夫が保険料の特例納付を行ったと同一日に39年1月から同年3月までの期間及び42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料を夫とともに特例納付していることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料についても、夫とともに特例納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間②のうち、昭和39年1月から同年3月までの期間については、特殊台帳により、法定免除期間であることが確認できるものの、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す領収証書を所持しており、特殊台帳において当該期間の国民年金保険料を還付したことをうかがわせる記載は確認できない上、還付整理簿も保管されていないことから、申立人が当該期間の国民年金保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

加えて、申立期間②のうち、昭和40年4月から同年7月までの期間については、特殊台帳により、法定免除期間であることが確認できるものの、当該期間について同様に法定免除期間とされている申立人の夫については、オンライン記録により、同年4月及び同年5月の国民年金保険料は納付の記録となっていることが確認できること、及び上記のとおり、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付行動が基本的に同一であったと考えられることを考慮すると、申立人は、当該期間の国民年金保険料を夫とともに追納するとともに、同年6月及び同年7月の国民年金保険料についても引き続き追納したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和38年7月から同年12月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間については、オンライン記録により、法定免除期間であることが確認できる上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの期間、39年1月から同年3月までの期間及び40年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

申立期間を含む72か月分の国民年金保険料については、第3回特例納付により昭和55年6月に社会保険事務所(当時)に納付した。その後も、未納期間が生じないように気を付けて国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納期間であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人が所持する国民年金保険料現金領収証書及び特殊台帳により、社会保険事務所(当時)は、申立人から、第3回特例納付により昭和36年4月から42年3月までの72か月分の国民年金保険料を55年6月27日に収納していることが確認できるところ、オンライン記録により、当該期間のうち、39年4月から40年9月までの期間及び41年1月から42年4月までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者であることから、申立人が当該特例納付により納付した国民年金保険料は、昭和36年4月から39年3月までの期間、40年10月から同年12月までの期間、42年5月から44年5月までの期間及び51年8月から同年11月までの期間の4期間(68か月分)に分割し、特例納付として充当処理されていることが確認できるとともに、当該特殊台帳により、充当処理後の残額の一部については、当初、申立期間を含む未納とされている54年4月から同年7月までの国民年金保険料の過年度納付として充当した上で、最終的な残額については、申立人に還付することにしていたことがうかがえる。一方、当該過年度納付についての記録は二重線で消され、上記の

充当処理後の残額を 55 年 11 月に還付することが記載されているところ、このような還付処理を行うことについて合理的な理由は見いだせない上、社会保険事務所において還付整理簿は保存しておらず、オンライン記録においても当該還付の記録が確認できないことを踏まえると、申立期間の保険料に充当されたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、母がA銀行若しくはB銀行で振り込み又は口座振替により納付していたので、申立期間が保険料の申請免除の記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付済みである上、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識も高かったものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時は、将来独立するため個人事業主の作業員として働き約20万円の日給月給を得ていた。」と供述しており、当時の関係者も「日当は約1万円で月に20日以上の仕事があった。」と供述している上、社会保険庁（当時）のオンライン記録により、申立人の母親も申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できるなど、申立期間前後の所得状況及び生活状況に変化は認められない。

さらに、C町役場の国民年金に係る電子記録及び社会保険庁（当時）のオンライン記録によれば、申立期間は国民年金保険料が申請免除された記録となっているものの、申立人の母親は、申立期間の保険料を免除申請した記憶は無く、一貫して「継続して国民年金保険料を納付していた。」と供述している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。また、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から同年5月21日まで
② 昭和46年4月26日から同年5月1日まで

私は、高校卒業後の昭和42年4月1日にA社に入社し、現在も同社で継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する人事台帳及び複数の同僚の供述から、申立人は昭和42年4月1日に同社に入社し、同日から同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当時、新入社員は4月から一律に厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険料も給与から控除していた。」と回答している上、同事業所が保管する厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録に

より、申立人と同時期に入社した同社D本店の同僚二人についても、昭和42年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所では「申立人に係る被保険者の資格取得届の提出が遅くなってしまったのかもしれない。」と回答している上、同事業所における雇用保険被保険者の資格取得日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、A社の人事台帳及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録並びに複数の同僚の供述から、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和46年4月26日にA社B支店から同社C支社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は「根拠となる資料等が無いので不明である。」と回答としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1716

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成3年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月30日から3年6月1日まで

A社に平成3年5月31日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びA社における同僚の供述から、申立人は、平成3年3月20日に離職（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は離職日の翌日）するまで同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったのは、平成2年11月30日と記録されており、同日から約4か月後の3年4月12日に、申立人を含む同僚28人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が2年11月30日にさかのぼって処理され、かつ、適用事業所に該当しなくなった同日後の3年1月4日に取得した者の記録が取り消されており、当該処理前の記録から2年11月30日においては、当該事業所が適用事業所の要件を満たしていたと認められることから、同日において当該適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失日を平成2年11月30日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効

なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日の3年3月21日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成3年3月21日から同年6月1日までの期間については、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録によれば、申立人は、同年3月20日にA社を離職し、同年4月1日にB社において同資格を取得していることが確認できる。

また、B社の事業主は、平成3年4月1日にA社の事業を受け継いだと回答しており、社会保険事務所（当時）の記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった同年6月1日に、申立人がB社の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明で連絡が取れないことから供述を得ることができず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

A社C支店から同社D支店に経理担当責任者として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無い。同社に継続して勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社が保管する申立人の身上書兼役職員名簿により、申立人がA社に継続して勤務していること、及び昭和48年7月18日にA社C支店から同社D支店に異動していることが認められる。

また、オンライン記録により、A社D支店が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和48年9月1日であることが確認できるが、申立人と同時期に同社D支店に異動した同僚（7人）の記録により、このうち5人は同社D支店が適用事業所となった同年9月1日に異動前の事業所で被保険者資格を喪失していることが確認でき、当時、同社は、同社D支店が適用事業所となるまでの間、異動前の事業所において被保険者資格を継続させる取扱いをしていたことが推認される。

さらに、B社では、「申立人は昭和44年1月11日から平成20年6月30日まで継続して勤務しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料は給与から控除していたはずである。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断

すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人のA社C支店における厚生年金保険の標準報酬月額が昭和48年8月1日に9万2,000円に随時改定（月額変更）されていることが確認できることから、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「管轄社会保険事務所（当時）に厚生年金保険料を納付していたはずだが、資料は保管していない。」と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和48年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日を昭和40年5月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月23日から同年5月24日まで

昭和35年4月1日から平成8年10月30日までの間、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和40年4月23日から同年5月24日までの間の厚生年金保険の加入記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出したA社に係る社員台帳の記録、及び申立人が提出した給与支給明細票により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和40年5月17日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、提出された給与支給明細票において確認できる控除保険料額に見合う標準報酬月額から、

2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 50 年 6 月 1 日に、厚生年金保険被保険者資格を申立人が取得した旨の届出、及び申立人が主張する 51 年 5 月 1 日に、同資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

A 市の B 社（現在は、C 社）に就職して D 地方へ出向になった。D 地方の会社が E 社（厚生年金保険の記録では、申立期間の始期直後の昭和 50 年 6 月 11 日に F 社に名称変更）という別の会社だったという認識はなく、昭和 50 年 6 月から B 社に継続して勤めていたつもりだった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた年金手帳（再交付）において、申立人が初めて厚生年金保険の被保険者となった日は昭和 50 年 6 月 1 日と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人が所持する年金手帳に記載された同一の被保険者記号番号で、かつ、申立人と名前の漢字表記及び生年月日が一致する「G」（申立人は G と類似の名前の「H」）について、オンライン記録では確認できないものの、申立てと一致する昭和 50 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の記録が確認できる。

さらに、C 社は、「申立人が、昭和 50 年 6 月 1 日に B 社に入社し、同日に D 地方の E 社へ出向し、51 年 5 月 1 日に B 社へ戻り、その間継続して勤務していた。」と回答している上、当時の同僚一人も、「申立人は D 地方の店舗で

販売員をしていたが、店舗を閉鎖した昭和 51 年 4 月末をもって A 市の本社へ戻った。」と供述している。

加えて、公共職業安定所の記録によれば、上記「G」について、申立期間と符合する、F 社に係る雇用保被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 50 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、51 年 5 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、E 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる同僚の記録から、6 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月16日から同年3月11日まで

私は、昭和34年4月にB社に入社して以来、平成6年8月に定年退職するまで、継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和46年にC社からD社へ転勤になった時期の厚生年金保険被保険者期間に2か月の空白がある。

しかし、その間も給料は支払われており、当然、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社及び関連会社に継続して勤務（昭和46年1月16日にC社からD社に異動）していたことが認められる。

また、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間当時、D社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないものの、上記の人事異動は、同一企業内に新設された事業所への転勤であり、申立人の人事記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、i) 申立人は、昭和46年3月11日から同年5月13日までの期間については、勤務していないB社の関連会社であるA社にお

いて被保険者資格を取得していること、ii) 申立人と同日にB社の関連会社であるE社からD社に異動となった同僚は、同年1月16日から同年3月11日までの期間については、勤務していないB社において被保険者資格を取得していること、及び同年3月11日からD社が厚生年金保険の適用事業所となった同年5月13日までの期間については、A社において被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、B社では、厚生年金保険の適用前の事業所に異動した従業員については、被保険者期間に空白が生じないように同社本社又は近隣の関連会社の適用事業所において厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社において、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は納付していたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、同年7月20日までD県E市の研修センターでの研修後、同社C営業所勤務の辞令を受けた。しかし、同社C営業所での厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年8月1日となっているため、厚生年金保険の加入期間に1か月の空白がある。同社に継続して勤務していたことは事実であり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録及びB社が提出した申立人の在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月21日にA社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に異動した同僚13人について、申立人の資格喪失日（昭和40年7月20日）及び資格取得日（昭和40年8月1日）と

同日付けとなっており、社会保険事務所（当時）が全員の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 40 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間②について、申立人が昭和 39 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、40 年 3 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 39 年 2 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 40 年 2 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 11 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から 40 年 3 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和 36 年 4 月に入社したB社に勤務していた申立期間①、及びA社に勤務していた申立期間②に係る被保険者記録が無いとの回答があった。両事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できる。

また、当該未統合記録は、申立人の氏名及び生年月日と一致しており、当該事業所に勤務していた申立人の同僚は、「申立人がA社の前身であるB社に入社したことを記憶しており、申立期間においても、申立人はA社に継続して勤務していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 39 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び 40 年 3 月 30 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったこと

が認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 39 年 2 月から同年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 40 年 2 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人が B 社における同僚として名前を挙げた者の厚生年金保険被保険者記録が、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、及び事業所名は不明であるが、申立期間のうち、昭和 37 年 8 月 1 日以降の雇用保険被保険者記録が確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によれば、同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主からも回答を得ることができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人に聴取したところ、うち一人は、「申立人が B 社 C 出張所で勤務していたことを記憶している。社会保険事務手続は本社（D 市）で行っていたので詳しいことは分からないが、私の場合、実際の入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっている。」、残りの二人は、「厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年5月1日から同年8月1日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、A社D支店において昭和28年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、異動先の同社C支店において同年8月1日に被保険者資格を取得したことになる。

しかし、支店間の異動は数回あったものの、同社を退職するまで継続して勤務しており、このような未加入期間があることは納得できない。

昭和28年4月7日付けで同社から交付された辞令も所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、申立人が所持するA社発行の人事異動に係る辞令、及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年5月1日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料、39 年 4 月から 46 年 3 月までの期間の付加保険料及び平成 5 年 7 月から 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 46 年 3 月まで
③ 平成 5 年 7 月から 6 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 39 年ごろキャンペーンがあり、A 市役所の人に来て、「今だったら 5 年分さかのぼって納められる。」と言われたので、国民年金への加入手続をしてもらい、36 年 4 月までさかのぼって国民年金保険料を納めた。そのとき、弟の加入手続も一緒にしてもらい、弟の分は母が同年 4 月までさかのぼって納付した。その後、2 年くらいは同市からずっと集金に来ていた。

申立期間②については、国民年金に加入するとき、「今から付加保険料を納めたら付加年金を毎月数千円もらえるようになるから。」と勧めてもらったので、付加保険料も一緒に納めるようになった。私の国民年金の記録では、昭和 46 年 4 月から付加保険料を納めたことになっているが、付加保険料は国民年金に加入したときから納め始めたと記憶している。

申立期間③については、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月からの国民年金保険料が未納とされていることを知り、平成 4 年 3 月に未納とされている期間の保険料を納めようと思って A 市 B 区役所に行ったが、もう納められないということを知った。そのとき、「あとの手続は 60 歳の誕生日が来てからでいいでしょう。」と言われたことを憶えている。ところが、同年 4 月に 1 年分の納付書が送られてきたので、1 年分の保険料をまとめて納めた。その次の年の 4 月には、また次の 1 年分の納付書が送られてきたので、次の 1 年分もまとめて納めて、6 年 3 月に B 区役所に行って、年

金を受給するための申込書に記入したと記憶している。国民年金保険料や付加保険料を納付していることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月に申立人の弟と連番で払い出されているが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録では、申立人及びその弟とも納付記録が無いまま取消処理がされており、これ以外の国民年金手帳記号番号は、42年2月に払い出された国民年金手帳記号番号のみであり、同番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、同番号が払い出された時点で申立期間①直後の39年4月から41年3月までの2年間の国民年金保険料が過年度納付されていることから、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立期間②については、付加年金制度（昭和45年10月から48年12月までは所得比例制。以下、同じ。）が開始されたのは昭和45年10月からであることから、39年4月から付加保険料を納付したとする申立内容には不合理な点が認められる上、A市B区の国民年金被保険者名簿では、申立人は46年4月12日に付加年金の申出をしたことが記載されていることから、申立人は、このころから付加保険料の納付を開始したものと考えられる。

さらに、申立期間③については、オンライン記録及びA市B区役所の国民年金被保険者名簿では、申立人は60歳の誕生日直後の平成4年*月*日に国民年金に任意加入し、5年6月までの1年間の保険料として十数万円を前納し、同年7月9日に老齢給付の裁定請求を行った結果、同年10月15日に申立人の銀行口座に国民年金が振り込まれており、これら一連の手續や前納保険料の額等について不自然な点は見当たらず、申立人が5年4月に6年3月までの国民年金保険料を納め、同年3月に裁定請求をしたとは考え難い。

加えて、申立期間①、②及び③のいずれについても、申立人が国民年金保険料又は付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料又は付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料又は付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から56年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から56年10月まで

平成15年ごろ、年金問題がでてきた時、私が現在のA市B区で母と同居していた期間について、母から「私の分の国民年金保険料はきちんと納めている。」と妻と一緒にはっきり聞いていた。

私は、それを聞いて安心していましたが、ねんきん特別便が送付され、確認したところ、母と同居していた期間の国民年金保険料が未納になっていることを知って驚いたが、母の性格から国民年金保険料を納めていたのは間違いなく、このままでは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年2月に、A市C区で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効のため、さかのぼって納付することもできない期間である。

また、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から50年12月まで

私は、20歳のころはA市に住んでおり、家族とともに国民年金に加入し、国民年金保険料は母が私と父の分を含めて3人分納付していた。その後、昭和39年に結婚してからB市に転居してきたが、当時、子供を連れて毎月近くの郵便局で国民年金保険料を納めていた。

しかし、昭和42年にB市Cから同市Dに転居したときからの国民年金保険料が未納になっている。B市Dでも近くの郵便局で保険料を納付していた。当時は、領収書等を区別して保管していたが、今は残っていない。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月14日に、A市において両親と3人連番で払い出されており、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和39年12月の婚姻を機にA市からB市Cに転居し、近くの郵便局で国民年金保険料を納付していたと供述しているが、特殊台帳及び国民年金被保険者台帳管理簿によると、申立人が国民年金の住所異動手続を行わなかったことから、同市Cへの転出が確認される46年3月まで申立人はA市在住者として取り扱われている上、国民年金保険料の納付状況が確認できる39年12月から42年1月までの期間については、納付年月日が申立人の母親と同日であることから、当該期間は、A市において申立人の母親が申立人の国民年金保険料を含め納付していたと考えるのが自然である。

さらに、上記管理簿ではB市Cへの転出が確認された昭和46年3月において、申立人は既に同市Cを転出し、その後の住所異動が不明であったことから、

特殊台帳では、B市E区在住が確認される 53 年 3 月まで、不在者扱いされていたことが確認できる上、同年 4 月に、その時点において最大限さかのぼって納付することができる 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間については、時効により保険料を納付することができなかつたと推認される。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 54 年 8 月までの期間及び 58 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 54 年 8 月まで
② 昭和 58 年 3 月から同年 6 月まで

私は、亡くなった母から強制的に国民年金保険料の支払いをさせられているから、早く自分で支払うように言われた記憶が残っている。申立期間当時、A 地方では強制的に国民年金保険料の支払いをさせられると話題になっていた記憶があり、保険料の納付が滞るようなことは無かったと思う。

また、申立期間①及び②の国民年金に加入していた国民年金手帳が手元に無い。時期は明確ではないが、国民年金手帳と厚生年金手帳を 1 冊にまとめるということで社会保険事務所（当時）へ持参して 1 冊になった。

申立期間について国民年金の保険料を納付したのは間違いないので記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 7 月に払い出されており、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び申立期間②のうち 58 年 3 月は時効のため、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできない期間である。

また、特殊台帳では、国民年金手帳記号番号払出後の昭和 60 年 10 月に、その時点で最大限さかのぼって納付することが可能な、申立期間②直後の 58 年 7 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、60 年 10 月に保険料納付した時点では、申立期間②のうち 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料についても、時効により納付することができなかつたと推認される。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1796 (事案 229 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から51年9月まで

三十数歳ごろに、市報を見てA市B区C出張所において国民年金の加入手続を行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付した。その後は集金制度、口座振替等で納付しており、厚生年金保険加入期間を含めて40年間保険料を納付していると思っていたが、納付済期間が27年間しかないとされている。

このため、年金記録確認第三者委員会に納付記録の訂正を求めたところ、昭和52年4月から同年9月までの期間について納付記録の訂正が必要であると認められたものの、申立期間については、納付したとする国民年金保険料額が納付すべき保険料額と大きく相違していること、A市B区C出張所では納付できないこと、当時は私に資力がなかったことなどを理由に記録の訂正は認められなかった。

しかし、申立期間の国民年金保険料を3回に分けて納付し、領収書の右下に、全部で何万円と鉛筆で書いていた記憶があり、保険料を納付したことは間違いないので、納付記録の訂正が認められないことには納得できない。再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であるものの、申立人が納付したとするA市B区C出張所では、特例納付の国民年金保険料を収納することはできず、3回に分けて納付したとする国民年金保険料額は、特例納付により納付すべき国民年金保険料額と大きく相違しており、申立人自身が、当時多額の保険料を納付する資力はなかったとしている上、申立人が申立期間の国民年金

保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月18日付けで当該期間について納付記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間の国民年金保険料を3回に分けて納付し、領収書の右下に、全部で何万円と鉛筆で書いていた記憶がある旨を再申立てしているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月から 61 年 3 月まで
昭和 52 年 6 月 30 日に会社を退職後、国民年金に加入して以降は、第 3 号被保険者に種別が変わることはあっても、現在に至るまで国民年金に継続して加入しており、国民年金に未加入になったことはない。

申立期間についても、国民年金保険料を納付しているはずなので、納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 7 月に払い出されていること、及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、同年 7 月 16 日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該手帳により、申立人は、昭和 60 年 9 月 20 日に当該資格を喪失し、61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者資格を取得している記録が確認できる上、A 市役所が保管する「昭和 60 年度国民年金保険料収入簿」においても、申立期間については、申立人の国民年金被保険者資格が喪失されたことを示す記録が確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 2 月まで

国民年金は重要と思い、会社を退職後の昭和 52 年 8 月ごろに A 町（現在は、B 市）役場において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので未納は無い。申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後の昭和 52 年 8 月ごろに A 町役場において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。」旨を主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 11 月 26 日に払い出されていることが確認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和 61 年 11 月 26 日であることが確認できることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 45 年 11 月に勤務していた会社を退社したので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するようになった。保険料の納付は、加入当時は私の母が、また、母が平成 8 年に亡くなる数年前からは私の妻が行っていた。

時期の明確な記憶は無いが、私の母から私の妻が家計を引き継いだ後のある年の秋に、市役所の職員が来て、私の妻に「ご主人の国民年金には保険料の未納期間がある。今なら納付できる。10 回に分けて納付してもよい。」と言ったので、私の妻が市役所に行き、手元金で未納期間の国民年金保険料を 4 回に分けて納付した。納付した金額については明確な記憶は無く、1 回当たりであったか合計額であったかは記憶していないが、十数万円未満の金額を憶えている。

未納期間の国民年金保険料は納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納と記録されているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、「妻が未納であった期間の国民年金保険料を 4 回に分けて納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及び申立人に係る特殊台帳において、i) 申立期間直後の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料は平成 4 年 2 月 17 日、ii) 昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の保険料は平成 4 年 10 月 27 日、iii) 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の保険料は平成 6 年 9 月 1 日、及び iv) 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の保険料は平成 6 年 11 月 15 日の 4 回に分けて追納（昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料は重複納付により

平成6年12月20日に還付通知) されている上、1回当たりの納付額は申立人が未納期間の保険料を納付したと主張している金額とおおむね同額であることが確認できることを踏まえると、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料はこれらの4回にわたる保険料の納付に関するものと考えられる上、当該保険料の追納時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の妻は、「夫の母が死亡する数年前に家計を引き継いだ。」旨を供述していることを考慮すると、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料が時効により納付することができなくなる以前の期間において、申立人の国民年金保険料の納付に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該期間に申立人の保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から50年3月まで
社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について国民年金保険料の納付記録が無いことが分かった。

昭和49年に結婚した時に夫に勧められて、50年の初めごろ国民年金に加入し、過年度納付により2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付できると聞いたので、そのころに過去2年分の保険料を納付した。申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市B区役所が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人が、昭和50年度及び51年度の2年分の国民年金保険料を昭和52年7月11日、同年10月12日、53年4月7日及び同年9月5日の4回にわたって過年度納付していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された52年3月は特例納付の実施期間ではなかったことを踏まえると、50年の初めごろ過去2年分の国民年金保険料を過年度納付したとする申立人の記憶は、上記の4回にわたる昭和50年度及び51年度の2年分の保険料の過年度納付に関するものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月 25 日から 43 年 9 月 25 日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、A社に勤務していた期間について、脱退手当金が支給済みとされている。当時、脱退手当金を受給していれば憶えているはずであるが、受給した記憶は無い。脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を受給した憶えは無いと申し立てているが、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書によれば、申立人から提出された同裁定請求書が昭和 43 年 9 月 27 日付けで受理され、申立人は、勤務していたB社及びA社に係る脱退手当金を同年 12 月 12 日に受給していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、前述の裁定請求書は、申立人がA社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から数日後に提出され、その約3か月後に脱退手当金の支給決定がなされていること、同請求書において被保険者期間として申告した期間を基礎として算出した脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無いことなど、一連の事務処理に不自然さはいくつか見えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月11日から31年2月8日まで
② 昭和32年9月5日から34年2月4日まで

勤務していたA社を昭和34年2月4日に退職し、同年3月*日に結婚して本籍地のB地方で生活していた。ところが、社会保険事務所(当時)に照会したところ、同社の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が同年8月に支給決定されたと記録されているとのことであった。B地方で生活している者が同社があったC地方で脱退手当金の請求ができる訳はないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記されており、上記被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致する上、支給月数及び支給金額に計算上の誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和34年8月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の属する年を含む前後3年間のうちに同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者26人中20人(いずれも、申立人を含む。)に脱退手当金を支給した記録があり、そのうちの同僚一人も、「会社から脱退手当金の説明は無かったが、お祝金のような、退職金のような形でお金をもらったことは記憶している。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、

申立人は、A社を退職後約 20 年間に厚生年金保険の被保険者期間及び国民年金の保険料納付済期間を有していないことから判断すると、申立人が申立てに係る脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえないほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 8 月 1 日から平成元年 5 月まで
(A社)
② 平成元年 6 月から同年 12 月 1 日まで
(B社)

オンライン記録では、A社とB社に勤務していた期間が国民年金保険料の未納期間になっている。

A社では建材の営業に、B社では設備機材の営業に従事し、両社とも給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が名字を挙げた同僚 12 人及び上司 3 人のうち、聴取できた同僚 3 人が、申立人とともにA社で勤務していたと供述していることなどから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記同僚 3 人のうち、申立人と同じ業務に従事していた二人については、A社における厚生年金保険被保険者記録を有しておらず、うち一人の同僚は、「A社の営業員の給与形態は完全歩合制であり、自分にも社会保険は無かった。」と供述している。

また、上記同僚 3 人のうちの残る一人で、A社で給与事務を担当していたとして、申立人が名前を挙げた女性同僚は、「申立人などの営業の人たちは給与形態が異なり、所得税、社会保険料は控除していなかった。確定申告も、自分で手続をするように説明していた。」と供述しており、事業主は、営業担当の従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っ

ていなかった事情がうかがえる。

なお、雇用保険の受給記録によれば、申立期間 10 か月のうち、その始期に近い昭和 63 年 8 月 16 日から平成元年 2 月 19 日までの約 6 か月間は失業の認定を受けた期間であることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人が名字を挙げた同僚 6 人のうち 2 人（申立期間①の厚生年金保険被保険者記録を有しない同僚二人と同一人である。）が、申立人が B 社で勤務していたと供述していることなどから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記 6 人の同僚のうちの 3 人は B 社における厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない上、上記二人の同僚は同社における厚生年金保険被保険者記録を有しているものの、そのうち、申立人と一緒に同社へ入社したと供述している一人の被保険者資格取得日は平成元年 12 月 1 日であり、申立人は同社を退職後の次の事業所において同年 10 月 2 日に雇用保険の被保険者資格を取得しているため、両人の B 社における勤務開始は同年 10 月以前であると認められることから、事業主は、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行ってなかった事情がうかがえる。

また、厚生年金保険の記録によれば、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年ごろから 45 年ごろまで
② 昭和 45 年ごろから 49 年 11 月 30 日まで

申立期間①については、A社に所属し、B社C営業所管内の工事に従事していた。申立期間②については、D社（現在は、E社）に所属し、B社F営業所管内の工事に従事していた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間については、申立人自身も、A社及びD社における労働形態は請負契約であったと供述している上、申立人が、申立期間①のA社において雇用形態を同じくしていた同僚として名前を挙げた 10 人及び申立期間②のD社において雇用形態を同じくしていた同僚として名前を挙げた 9 人については、いずれも当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録は確認できない。

また、両事業所の事業主は、いずれも当時の関連資料が無く、厚生年金保険料控除について不明ではあるものの、請負契約である者を社会保険に加入させることはないとは回答している。

さらに、両事業所に係る当該被保険者名簿に、申立人の申立期間における被保険者記録は確認できず、申立期間における健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA社における資格喪失日（昭和 54 年 5 月 6 日）に係る記録を取り消し、昭和 51 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 54 年 5 月 6 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に技術者として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
定年で退職するまで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A社が提出した履歴書に基づく給与の支払記録及び社内報に記載された定年退職日の記録から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたものと認められる上、同事業所における申立人の同僚が「申立人は、入社以降、定年退職するまで継続して勤務しており、この間、毎月、給与が支給されていたので、厚生年金保険料は控除されていたと思う。」と供述しており、また、同事業所が「申立人は、昭和 54 年 5 月 5 日に定年退職するまで継続して勤務しており、また、正社員として勤務していたため、申立人の申立期間における給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることなどから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないことが認められるとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づく平成 21 年 7 月 14 日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律第 1 条第 1 項の規定により、資格喪失日が昭和 54 年 5 月 6 日に、標準報酬月額が 51 年 4

月から同年7月までは20万円、同年8月から54年4月までは32万円に訂正されている。

しかしながら、当該あつせん後に、事業主から提出された申立人の所得税源泉徴収簿により、申立期間に係る厚生年金保険料は控除されていないこと、及びB事業団からの回答文書により、申立人は申立期間においてC共済制度の加入者であったことが確認できるため、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが明らかである。

これら事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 41 年 9 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 41 年 9 月 21 日となっており、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

私は昭和 38 年 9 月にB社に入社し、派遣先であるC社において勤務していたが、39 年 7 月にB社からA社に移籍し、引き続きC社で勤務したことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月 29 日以降のA社に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載された資格取得日は、昭和 41 年 9 月 21 日でオンライン記録及び同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所では、「申立人の雇用保険被保険者資格取得日と厚生年金保険被保険者資格取得日が異なっている理由は不明であるが、当社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の記録から、申立人の申立期間に係る被保険者資格取得の届出及び保険料の控除は行っていないと思われる。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の厚生年金保険の適用に関することは分からない。」、「申立人に係る記憶は無い。厚生

年金保険の適用に関することは分からない。」と供述している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 9 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
平成 4 年 7 月にB社に入社し、同社が 5 年 9 月に独立し社名変更したA社においても営業担当として継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した社員名簿及び申立人が提出した金融機関の取引明細から判断すると、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、当該事業所では、「弊社が保管する社員名簿では、申立人が平成 5 年 8 月から 7 年 9 月まで勤務していたことは確認できるが、給与台帳等保険料控除の事実を確認できる関係資料は残っていない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚 3 人に聴取したところ、うち二人は、「申立人は、B社及びA社において営業を担当していた。B社がA社に名称が変更される際、会社側から、営業担当は厚生年金保険に加入しない取扱いになる旨の説明があった。私も営業担当であったので、A社になってからは、厚生年金保険には加入していない。」、残りの一人は、「申立人は、B社及びA社において営業担当として勤務していた。B社がA社に名称が変更される際、会社側から、営業担当は厚生年金保険に加入せず、健康保険の任意継続被保険者になる旨の説明があった。」と供述しているほか、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 5 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している申立人を含む 16 人のうち、申立人を

含む 15 人が健康保険任意継続被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A社は平成5年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立期間のうち、同年9月1日から同年11月1日までは適用事業所としての記録は確認できない。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、B社における申立人の雇用保険被保険者記録はオンライン記録と一致しており、A社における雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1731（申立期間②は、事案 902 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月から 43 年 11 月まで
② 昭和 46 年 2 月から同年 6 月まで

厚生年金保険及び船員保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

A社では、C市内及びD地域で書籍等の営業を行っており、B社では、船員手帳は紛失したが、甲板員として勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険及び船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、同事業所が適用事業所に該当しなくなった当時の事業主に照会したところ、「申立期間については、私がA社に入社する前のことであり、当時の関係資料等も保存していないことから、申立ての事実について確認することができない。」と回答している上、同事業所に勤務していた従業員二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無い。A社では、3か月程度の試用期間があったが、厚生年金保険の適用手続は適正に行っていたと記憶している。」、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、申立期間①における勤務実態及び事業

主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、B社では申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できないと回答していること、同事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録は確認できないこと、同事業所に勤務していた当時の従業員から聴取したところ、申立人に係る供述を得ることができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 4 月 24 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は申立期間②において間違いなく船員保険に加入していたと主張しているが、申立人が当該事業所における同僚として名前を挙げた 3 人のうち、既に死亡している一人を除く二人から聴取したところ、それぞれ、「申立人に係る記憶は無く、申立期間当時、船員の定着率が悪く 3 か月程度の試用期間が設けられており、同期間中は船員保険の適用は無かったと記憶している。」、「申立人が B 社において勤務していた記憶は無い。」と供述しており、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の記録によれば、申立期間のうち、昭和 43 年 12 月 1 日以降のA社に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、当該期間において申立人が同事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では、「当時の関係資料を保存しておらず、申立ての事実を確認できないが、申立期間当時は、正社員になる前に3か月間程度、見習社員として雇用し、その期間は厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「当時、入社後すぐに辞める者が多かったので、試用期間があったと思う。私自身3か月の試用期間があった。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述していることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和 43 年 12 月 25 日となっていることが確認できる上、申立人が同期入社したとして名前を挙げた同僚も同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1733 (事案 110 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月から23年2月まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答があった。私は昭和20年12月から23年2月まで同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者記録は確認できず、申立人が提出した集合写真で確認できる上司及び同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がみられること、ii) 当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年5月28日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に当該事業所で勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶する同僚3人から申立人が申立期間において当該事業所で勤務していた旨の供述は得られたものの、申立期間における厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述が得られないことから、申立期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1734 (事案 649 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 5 日から 28 年 8 月 20 日まで
② 昭和 29 年 5 月 12 日から 30 年 11 月 11 日まで

社会保険事務所(当時)の記録では、昭和 25 年 5 月から 30 年 11 月にかけて勤務した A 社及び B 社 C 工場における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

脱退手当金が 2 回支給されているとのことであるが、申立期間後に勤務した 2 事業所に係る脱退手当金しか受給した記憶は無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 31 年 5 月 31 日に支給決定されていること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)により、申立期間の脱退手当金の支給金額及び支給年月日の記録が確認できること、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立期間に係る事業所において、それぞれ別の番号が払い出されているが、脱退手当金の支給決定日の 6 日前である同年 5 月 25 日に、一つの記号番号に統合する重複取消処理が行われていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえがないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 30 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、記憶している同僚の連絡先が分かったとして再申立てを行っているところ、当委員会からその同僚に聴取したが、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな事情を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

オンライン記録では、A社を辞めた約4年5か月後に脱退手当金を受給したことになるが、受給した記憶は無い。退職後、会社との接触は全く無く、社会保険事務所（当時）に行ったことも無い。

会社の退職から脱退手当金の支給までに4年5か月もかかるのはおかしいと思うので、脱退手当金の支給記録を訂正し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記録として、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 32 年 6 月 16 日から 33 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に年金の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）には、昭和32年4月に入社し、33年8月にC社に就職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答であった。

初めての就職先であり、1か月の記録しかないということはありませんし、A社の次に勤務したC社に就職するまで失業した記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、勤務実態に関する申立人の具体的な供述及び申立人が所持する写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人と同時期にA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、「A社では、3か月から6か月の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B社に照会したものの、当時の関連資料を保管しておらず、当該期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人

は、昭和32年6月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している記録が確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

- 2 申立期間②については、申立人は、A社を退職後、C社に勤務するまで失業した期間は無かった旨を主張しているが、C社が保管する「本工・臨時工異動解雇簿」により、申立人が昭和32年6月17日から同社D工場において作業員として採用された記録が確認できる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和33年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年7月1日に同資格を喪失している記録が確認できるが、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者が、1年程度の試用期間があり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった旨を供述していることを踏まえると、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同事業所において昭和32年6月15日に被保険者資格を喪失している上、健康保険証を返納している記録も確認できる。

加えて、当該被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が確認できる同僚に照会したところ、申立期間における申立人の厚生年金保険の適用状況に関する具体的な供述は得られない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。